

5 収支の状況

区 分		29年度	28年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	4,616	4,794	-178
		教室参加料	14,613	13,338	1,275
		イベント	0	0	0
		小 計	19,229	18,132	1,097
	事業外収入	自動販売機手数料	690	670	20
		県委託料	55,632	58,941	-3,309
		雑入	0	0	0
計	75,551	77,743	-2,192		
支出	人 件 費	36,683	34,408	2,275	
	管理運営費	30,941	33,777	-2,836	
	事 業 費			0	
	計	67,624	68,185	-561	
収 支 差 額		7,927	9,558		

6 労働条件等

確認項目	状 況			備 考	
	正職員	契約職員	臨時職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	任用条件通知書	任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	無	無	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間/日	8時間/日	6時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	使用者の現認	使用者の現認	使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	週休2日	週休2日	無	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	227,342円/月	157,850円/月	800円/時	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組

区 分	取 組 み 内 容
人員体制	・西部消防より職員を派遣して頂き救助訓練を行い、職員の資質向上を図った。
スポーツ普及振興	・水泳教室を展開し水泳の普及に努めた ・東山水泳場を起点とし練習で全国大会入賞者を輩出した。 ・泳力認定会を行いリオオリンピック出場選手を招へいた。
利用者サービス	・スタッフによる更衣室・トイレの巡回をしっかりと行い、衛生管理・安全管理に気を配った ・ロビーの掲示板を使って新聞の切り抜きを掲示して子ども達の活躍を応援した。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	利用者アンケートを行い、利用者の意見に対応している。
------------	----------------------------

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
女子トイレのドアが開けにくい	休館日に職員で修繕し、対応した。
プールに入る為の階段を設置してほしい	移動式の階段を（県が）備品として設置し、対応した。

利用者からの積極的な評価
・プールの水量、コース幅広くて泳ぎやすい 水の管理が良好。 ・シャワーが暖かくて気持ちが良い。（温度管理が徹底されている。）

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組・積極的に取り組んだ事項〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーを状況に応じて手動運転を行うことで燃料費の削減 ・節水・節電の徹底 ・話しやすい環境をつくるために笑顔での対応を心がけ積極的な話しかけを行っている ・定期的に職員が館内を巡回し、ロビー・更衣室等、館内で快適に過ごして頂けるように努めた ・泳力検定会を開催しリオオリンピック出場の江原選手・青木選手を招へいた。 ・水泳連盟主催の大会だけでなくあらゆる大会のサポートを行った。 ・（公財）日本体育協会（現（公財）日本スポーツ協会）公認スポーツ指導者義務研修会の開催 ・各小学校への職員派遣を行い出張指導や、先生への指導者講習会を行った。 ・県の方針や施策との整合を図りながら施設運営を行った。 ・水泳教室参加者を増やし水泳の普及に努めた ・当連盟指定の強化選手を対象に練習会・合宿を行い全国大会入賞者を多数輩出した。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
<p>①苦慮している点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備の老朽化。（県と連携し、長期修繕・短期修繕の検討） ・水泳大会等での駐車場の不足。 <p>②積極的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全員の資質向上に努め、施設の安全安心の為の研修会を実施し、水泳の普及をさらに図る。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・毎日の職員による施設点検、水質管理が徹底されており、利用者からの評価も得られている。 ・館内の安全管理の強化を図っている(巡視方法の工夫)。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 ・今年度、館内のバリアフリー化が完了する予定(現在、工事中)。誰にも優しい施設利用が可能となる好機を生かして、利用者サービスの向上にぜひ努めていただきたい。
[収入支出の状況]	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[職員の配置]	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・昨年、指定管理業務に係る経理について、県水泳連盟の他の事業との区分経理を行っていなかったなど、会計処理等について監査委員から指摘を受けたことを受けて、改善に取り組んでいる。道半ばという状況だったが、今後、改善の成果を期待したいところ。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・なお、県水泳連盟の労働条件に関する法規整備に不十分な点が見られたが、点検後すぐに対応に動いており、今後の改善を期待したいところ。 ・その他、協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
総 括	3	

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。

3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。

2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。

1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。